

評議員選挙

選挙管理委員長

柴 伸昌

告示

評議員立候補期間：12月14日～12月26日

審査期間（事務局による）：1月5日～1月12日

選挙になった場合1月末頃までに役員選出規定9～13条により投票・開票とする。

無投票の場合は1月13日～1月17日中に開催、新評議員を決定告示

評議員選挙詳細：役員選出規定(2020・6・20改訂版)より抜粋

1. 評議員の定数は、定款および役員選出規定の定めるところにより30名以上50名以内とし選挙で選出する。
2. 定数に満たない場合には理事会において、この法人の会員職種、地域構成比等を考慮し、各職種より選出する。ただし、これによっても選出される評議員が定数に満たない場合は、本規程第5条を考慮し理事による推薦も受理することがある。
3. 評議員の就任時の年齢は、満75歳未満であること

評議員の被選挙権（役員選出規定第3条）

- (1) この法人の正会員であり、かつ会費を完納していること。
- (2) 臨床系会員は、立候補日現在においてこの法人が発行する有効な認定証を取得していることがのぞましい。基礎系の研究者会員は、アロマセラピーに深い知識、研究業績を有すること。
- (3) アロマセラピーの正しい普及・進歩・発展に寄与していること。

立候補用紙等の必要書類は学会HPよりダウンロードし、役員選出規定第8条に基づき立候補期間内に立候補者は事務局へ提出こと。

立候補の届出はオンラインでの受付のみ（下記URLにアップしてください）

アップロード用のURL

<https://www.dropbox.com/request/0dPzxL4IfUPJhDsitL1t>

※受付期間：2020年12月14日（月）～12月26日（土）